

知っていますか

幡多法人会・AIG 損保高知支店共催 経営支援セミナー

パワーハラスメント 防止措置の義務化

2022年4月から
義務化スタート



中小企業も対象

「労働施策総合推進法」の改正により、2022年4月から中小企業のパワーハラスメントの防止措置が義務化されます。パワハラ防止に求められる対策を学び、併せてセクハラ・マタハラなど各種ハラスメントの防止措置も再点検しましょう。

2/16 中村商工会館
(水) (3階大会議室)
14:00~15:30 四万十市中村小姓町46



参加
無料

新型コロナウイルス感染症等、やむを得ない事情で内容を変更する場合があります。また感染防止の観点からマスクを着用ください、体調不良の場合にはご参加をお断りすることがあります

第1部
(70分)

「これだけは押さえておきたい
パワーハラスメント防止措置」

特定社会保険労務士

溝渕 克郎
(はりまや社会保険労務士事務所)

第2部
(15分)

「ハラスメント対策に役立つティーパックのサービス」
(オンラインセミナー)

ティーパック株式会社大阪支店係長

井手 信輔

お申込み

高知新聞企業 セミナー係 ①会社名
(FAX088-825-4350) ②幡多法人会会員・非会員
まで右記をご連絡ください。③電話番号
※頂いた個人情報は、本セミナー運営の目的に限り利用します。

④参加人数
⑤参加者名・役職
※1企業2名まで、20名限定
幡多法人会 非会員も参加できます

ウェブからも
申込できます



ウェブからも申し込みます
(高知新聞企業ウェブサイト)
<https://www.kochi-sk.co.jp/hoken/seminar/>

主催 公益社団法人幡多法人会・AIG 損害保険株式会社高知支店

主管 高知新聞企業

〈お問い合わせ〉 高知新聞企業セミナー係 電話 088-825-4110 (平日 9:30 ~ 17:30)

高知新聞企業 セミナー係 行
FAX 088-825-4350
会社名

幡多法人会の
 会員 非会員 (いずれかに)
電話番号

参加者 (お役職・お名前)
※1企業2名まで